

我が国の中央に位置する本県は、古くから肥沃な土地として栄え、律令制下の尾張と三河の二か国の時代を経る中で、各地域で独自の文化を築いてきた。県内各地では、棒の手、田楽、獅子舞、花祭、尾張万歳や三河万歳などの個性的で魅力あふれる民俗芸能が継承されている。

また、江戸時代には、尾張藩を中心に山車からくりの文化が広まり、こうしたからくり等の技術は、モノづくりの技術や技能を尊び、創意工夫により絶え間なく新しいものを創り出そうとする愛知のモノづくり文化の源流になっている。

こうした古くからの文化が継承されてきた一方で、愛知芸術文化センター等では、現代美術や舞台芸術を始めとした多彩なプログラムを提供することにより、愛知の新たな文化芸術を創造し、発信してきた。

文化芸術は、人々に夢と喜びと感動を与えるものであることはもとより、人間の自由な発想とその表現により、一人一人のかけがえのない個性の実現に資するものである。また、子どもから高齢者まで、あらゆる人々に社会参加の機会を与え、人と人とをつなぎ、地域社会の形成にとって不可欠なものとなっている。

このように、文化芸術は広く社会に波及する力を有していることから、文化芸術の振興に当たっては、観光、福祉、教育、産業など幅広い分野との連携を視野に入れ、施策を展開することが求められている。

このような認識の下に、県民が心の豊かさを実感し、魅力あり活力に満ちた地域社会を実現することを目指し、県、県民及び文化芸術活動を行う団体等が協働して、文化芸術の更なる振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境

の整備が図られなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、愛知の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術が、県民の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、愛知の文化芸術が広く国内外へ発信されるよう、文化芸術に関する交流が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重し、先人から受け継がれてきたモノづくりを尊ぶ風土その他の愛知の特色を生かしつつ、観光、福祉、教育、産業、まちづくり、国際交流その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の関心及び理解）

第4条 県は、県民が文化芸術を創造し、享受することができるようにするとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

（市町村との連携等）

第5条 県は、県民が広く文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努めるものとする。

- 2 県は、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術団体、民間事業者、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、これらの関係者間の連携が図られるよう努めるものとする。

（基本計画）

第6条 県は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 文化芸術の振興に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(芸術の振興)

第7条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能及び民俗芸能の継承及び発展)

第8条 県は、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。以下同じ。）及び民俗芸能（山車祭り、棒の手、田楽、獅子舞その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。以下同じ。）の継承及び発展を図るため、これらの芸能の公演、活動等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(芸能及び生活文化の振興等)

第9条 県は、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）をいう。）及び生活文化（茶道、華道、書道、愛知の風土に育まれてきた食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統工芸の継承及び発展)

第10条 県は、伝統工芸（先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸をいう。）の継承及び発展を図るため、伝統工芸品の展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する交流の推進等)

第11条 県は、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流の推進を図るため、文化芸術団体、民間事業者、大学その他の関係者と連携しつつ、芸術祭等の文化芸術に関する催しの開催その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、愛知芸術文化センターの美術館、劇場等からなる複合機能の活用等により、新たな文化芸術を創造し、国内外へ発信するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前二項の施策を講ずるに当たっては、観光、スポーツその他の関連分野における事業との連携に努めるものとする。

(文化芸術の担い手の育成)

第12条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者その他の文化芸術の担い手の育成を図るため、作品発表の機会の確保、文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する教育研究の充実)

第13条 県は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の促進を図るため、愛知県立芸術大学等における文化芸術に関する教育研究の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第14条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第15条 県は、次代を担う子どもが豊かな創造性や感性を育むことができるよう、子どもが文化芸術に触れる機会の提供、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第16条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が行う文化芸術に関する創造的活動、公演等への支援、これらの者による文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第17条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に関する施設の充実)

第18条 県は、美術館、劇場、図書館その他の文化芸術に関する施設の充実を図るため、愛知芸術文化センター、愛知県陶磁美術館等の自らの設置に係る施設の整備に努めるとともに、文化芸術に関する施設に関し、公演、展示等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。